

仕様書

1 委託業務名

文化芸術都市京都の魅力発信に係る動画制作業務（以下「本業務」という。）

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 委託金額の上限

4,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

4 本業務の目的

本業務は、自治体初の直営オーケストラとして創設された「京都市交響楽団」（以下「交響楽団」という。）が来年70周年を迎えるこの機会を捉え、市民に開かれたオーケストラとしての認知を高めるとともに、市内外問わず多くの方に文化芸術都市京都の魅力を伝える動画を制作し、発信する。

5 委託内容

以下の業務について、本業務の目的を踏まえ、適宜本市と協議のうえ、実施すること。

(1) 制作に関すること

ア 交響楽団の常任指揮者を被写体として、以下に示すコンサートの様子及び事前に行われるコンサートのリハーサル風景などを撮影する。なお、本市の求めに応じ、常任指揮者のインタビューも撮影すること。

なお、以下の全日程で撮影できるかは、今後、本市と京都市交響楽団及び関係者と協議して決定する。また、以下のリハーサル日程については想定となり今後変更の可能性はある。

(ア) オーケストラ・ディスカバリー2025

<リハーサル>※実施時間は契約後に提供する。

日程：12月19日（金）、20日（土）

場所：京都市交響楽団練習場

<本番>

日時：12月21日（日）14：30開演

場所：ロームシアター京都

(イ) 特別演奏会「第九コンサート」

<リハーサル>※実施時間は契約後に提供する。

日程：12月25日（木）、26日（金）

場所：京都市交響楽団練習場（25日）、京都コンサートホール（26日）

<本番>

日時：12月27日（土）14：30開演

28日（日）14：30開演

場所：京都コンサートホール

イ 本市市長及び交響楽団の常任指揮者の対談を2者固定と1者固定のカメラで撮影すること。

日時：12月28日（日）12：00～13：30

場所：京都コンサートホール

ウ 制作する動画の尺は本市公式YouTubeでの公開を想定した45分程度とし、ア（ア）・（イ）及びイの映像等を編集して構成する。

また、当該動画を再編集し、本市保有のSNSやデジタルサイネージ等での活用を想定した15秒～30秒程度・5分程度のショート動画を制作すること。

エ 動画撮影に必要な撮影や映像の作成、本市が調整する対象（常任指揮者及び交響楽団）を除いた出演者や協力者に関する交渉については、受託者において行うこと。

なお、動画に映る人物等の肖像権及び楽曲の著作権、楽譜の二次使用、著作隣接権などの撮影・映像化により生じる権利関係の許諾などについて必要な手続きを行うこと。

また、撮影に際し生じる使用料、出演料、謝礼金等の費用は委託料に含むものとする。

オ 本市が調整するものを除いた撮影場所の手配、許可、調整等を行うこと。また、受託者の責に帰すべき事由に基づく撮影場所でのトラブル等については受託者の責任で解決すること。

カ 撮影した映像の編集内容は、常任指揮者や交響楽団のドキュメンタリー形式となるように留意すること。

また、音声、ナレーション、テロップの挿入作業を行うこと。

(2) 広報に関すること

ア 5 (1) ウで制作したショート動画を活用した本市が保有する広報コンテンツ以外で、効果的な広報手法や企画を提案・実施すること。

イ アの戦略に基づき、本市と協議し決定した広告・出稿を行うこと。なお、広告・出稿の際に生じた費用は委託料に含むものとする。

ウ 本市が報道機関等への報道発表を行う場合や、制作する動画の一部を静止画として切り出し、冊子などに二次利用する場合には、必要な素材を提供すること。その際に著作権等の許諾が必要な場合は、手続き等を受託者において行うこと。

6 成果品

以下(1)、(2)について、大容量ファイル転送サービス等を用いて電子データで納品すること。また、以下の全てを格納した記録メディアを3部納品すること(データが一つの記録メディアに格納できない場合は、複数の記録メディアに分けて格納すること)。

(1) WEB配信・デジタルサイネージ用動画

本市公式YouTube、X、LINEなどのほか、デジタルサイネージなど本市が運用する各媒体に対応するフォーマットに変換したデータ。なお、各媒体に掲載する際、サムネイル画像が必要なものは動画で使用する素材を組み合わせで作成すること。(45分程度、5分程度、15～30秒程度)

(2) 動画制作時に使用した生データ

本業務のために撮影・作成した動画、音声、画像(使用しなかった物も含む)データ

7 制作期限

制作する動画は、本市と協議の上、令和8年2月までに納品するものとする。

8 委託金額の範囲

5に記載した委託業務全てを含む(業務の提供に当たり発生する付帯作業(※)に係る費用を含む全ての経費の合計金額とする)。したがって、追加費用は一切請求できない。

※過去の実績として実際に発生した付帯作業として以下のような例がある。

- ・出演者の衣装、メイク、移動に係る交通費等
- ・事業内容を説明するパネル
- ・飲食する撮影時の飲食費
- ・京都市職員等以外の出演者の出演費

9 委託金額の支払方法

委託業務の終了後、受託者からの適法な支払請求書を受理したときから、30日以内に一括で支払うものとする。

10 特記事項

(1) 本業務を開始するに当たっては、本市と事前に十分な調整を行うこと。

(2) 本業務で制作したコンテンツについては、契約終了後も無期限で公開を継続できるようにすること。その際に生じる出演料・楽曲使用料等については、受託者の負担とする。

(3) 受託者は、本業務の実施のために受託者自らが創作したコンテンツについて、委託期間終了後、本市に全ての著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)を無償で譲渡するものとする。また、コンテンツで使用するキャラクター・世界観については、二次利用も含め、本市が自由に使用できるものとする。ただし、既存の楽曲等、著作権などの譲渡が難しいものが含まれる場合は、プロポーザルの段階及びコンテンツ制作時に本市の了承を得るものとする。

- (4) 受託者は、委託期間中及び委託期間後において、本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 受託者は、本市の文書による承認を得なければ、契約に係る義務の履行を第三者に委託し（以下「再委託」という。）、契約に係る権利を第三者に譲渡し、又は契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。また、再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には、本市は再委託について承認しない。
- (6) 本仕様書に記載されている事項の他、本市契約事務規則に基づくこと。
- (7) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書の内容に対する疑義が生じた場合は、本市と受託者で協議の上決定する。

1 1 留意事項

- (1) 成果品に対して、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、本市の責めに帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任で当該問題进行处理し解決することとし、また、当該問題によって本市に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 本市は、本業務で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネットや放送番組等のあらゆる媒体で公表、公開、配布又は放送等できることとする。
- (3) 受託者は、業務に関連する事故が発生した場合、直ちにその報告と対応措置などを本市に報告し、措置後の詳細な経過および結果報告を文書で行うこと。

1 2 問い合わせ先

京都市総合企画局市長公室広報担当（担当：高橋、藤井）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電 話 （075）222-3094

メール k o h o k a @ c i t y . k y o t o . l g . j p